

議案第一号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例
港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部三十一の項の次に次のように加える。

三十一の二 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。
--	-------------------	-------	----------

別表一の部三十四の項の次に次のように加える。

三十四の二 建築基準法第五十五条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。
--	------------------	------	----------

別表一の部三十五の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に改め、同部三十七の二の項及び三十七の三の項中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同部三十七の四の項を次のように改める。

<p>三十七の四 建築基準法第五十八条第二項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</p>	<p>十六万円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
---	---------------------------------	-------------	-----------------

別表一の部四十七の項及び四十八の二の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同部四十九の項及び四十九の二の項を次のように改める。

<p>四十九 建築基準法第八十六条の二第一項の規定に基づく建築物の新築又は増築等に関する認定の申請に対する審査</p>	<p>公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する認定申請手数料</p>	<p>建築物の数が一である場合にあつては八万二千円、建築物の数が二以上である場合にあつては八万二千円を一を超える建築物の数に二万九千円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>四十九の二 建築基準法第八十六条の二第二項又は第三項の規定に基づく建築物の新築又は増築等に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料</p>	<p>建築物の数が一である場合にあつては二十一万八千円、建築物の数が二以上である場合にあつては二十三万八千円を一を超える建築物の数に二万九千円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>許可申請のとき。</p>

別表一の部に次のように加える。

<p>六十二 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の四の規定に基づく管理計画の</p>	<p>マンション管理計画認定申請手数料</p>	<p>長期修繕計画の数が一である場合にあつては四千二百円、長期修繕計画の数が二以上である場合にあつては四千二百円を一を超える長</p>	<p>認定申請のとき。</p>
--	-------------------------	---	-----------------

<p>認定の申請に対する審査</p>	<p>六十三 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の六第一項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画認定更新申請手数料</p>	<p>期修繕計画の数に千六百元を乗じて得た額を加算した額</p>	
<p>六十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の七第一項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請一件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の七第二項において準用する同法第五条の四の規定に基づく管理計画の認定の基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 四千三百円</p> <p>2 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 三千六百元</p> <p>3 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 四千百円</p> <p>4 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 八千六百元</p> <p>5 変更に係る認定基準のうち組合員名簿又は居住者名簿に係る事項 二千七百元</p>	<p>更新申請のとき。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

別表二の部を次のように改める。

二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

事 務	名 称 及 び 額	徴取時期 のとき。
一 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部二十五の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合において当該部分ごとと同部十の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定</p>	
		<p>6 1 から5 まで以外の事項 千九百円</p> <p>7 二以上の長期修繕計画の変更に係る申請の場合にあつては、一を超える長期修繕計画の数に、次に掲げる額を乗じて得た額を合算した額</p> <p>イ 変更に係る認定基準のうち管理組合の運営の基準に係る事項 二千四百円</p> <p>ロ 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 二千四百円</p> <p>ハ 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 二千五百円</p> <p>ニ 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 四千六百円</p> <p>ホ 変更に係る認定基準のうち組合員名簿又は居住者名簿に係る事項 千六百円</p> <p>ヘ イからホまで以外の事項 八百円</p>

の規定に基
づく低炭素
建築物新築
等計画の認
定の申請に
対する審査

		(一) 申請に併せて区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。) が作成した都市の低炭素化の促進に 関係する各 条第五十四 号に掲げる 基準に適合 しているこ とを示す書 類が提出さ れた場合																													
		十五の八の項に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基については同部二十五の七の項又は二 十の八の項に係る額の手数を加えた額)の手数を加えた額)の用途に供する部分を有しない																													
		1 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。) 2 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅をいう。以下同じ。) (1) 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。) (2) 共用部分(共用廊下、共用階段、共用其他部分を以て同じ。以下同じ。) (3) 非住宅																													
当該部分の床面積の合計が三百平	九千三百円	建築物の総戸数が一戸のもの	四十七百円	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	九千四百円	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万六千円	建築物の総戸数が十一戸以上二十戸以下のもの	二万七千円	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	四万五千円	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	八万二千円	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	十三万千円	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十七万円	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	十八万五千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	九千三百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万六千円	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	八万円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十二万六千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	九千三百円

		(二) 場合 (一) 以外の			
		1 一戸建て住宅	2 共同住宅等	3 1及び2以外の建築物	
		(1) 住戸の部分		(1) 及び(2)の部分(以下をいう。下同じ。)	
		誘導仕様基準		方メートル以内のもの	
		以外による場合		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	
		誘導仕様による場合		当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	
		建築物の総戸数が一戸のもの		当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	
		建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一平方メートル以内のもの	
		建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの		当該部分の床面積の合計が五平方メートルを超え一平方メートル以内のもの	
		建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの		当該部分の床面積の合計が五平方メートルを超え一平方メートル以内のもの	
		三万五千元		九千三百円	
		二万千元		一万六千元	
		三万九千元		二万六千元	
		五万六千元		八万円	
		八万円		十二万六千元	
		二万千元		八万円	
		十二万六千元		二万六千元	
		八万円		二万六千元	
		二万六千元		九千三百円	
		一万六千元		二万六千元	
		十二万六千元		八万円	
		八万円		十二万六千元	

<p>二 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第一項の規定に基づく低炭素</p>							
<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項の規定に基づき申請に係る計画に特定建築基準法第五十条第一項の規定に基づき申請に係る部分が含まれる場合においては当該部分ごとの同部十の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同部二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 465 730 898"> <p>3 2 及び 1 以外の 建築物</p> </td> <td data-bbox="730 465 1370 898"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 898 730 1585"> <p>建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p> </td> <td data-bbox="730 898 1370 1585"> <p>(3) 非住宅 の部分</p> <p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1585 730 1839"> <p>六十七万円 五十四万六千円 三十八万四千円 三十万円 二十四万二千元</p> </td> <td data-bbox="730 1585 1370 1839"> <p>二十八万円 三十五万九千円 二十四万二千元 三十万円 三十八万四千円 五十四万六千円 六十七万円</p> </td> </tr> </table>	<p>3 2 及び 1 以外の 建築物</p>		<p>建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p>	<p>(3) 非住宅 の部分</p> <p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p>	<p>六十七万円 五十四万六千円 三十八万四千円 三十万円 二十四万二千元</p>	<p>二十八万円 三十五万九千円 二十四万二千元 三十万円 三十八万四千円 五十四万六千円 六十七万円</p>
<p>3 2 及び 1 以外の 建築物</p>							
<p>建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p>	<p>(3) 非住宅 の部分</p> <p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p>						
<p>六十七万円 五十四万六千円 三十八万四千円 三十万円 二十四万二千元</p>	<p>二十八万円 三十五万九千円 二十四万二千元 三十万円 三十八万四千円 五十四万六千円 六十七万円</p>						
<p>変更認定申請のとき。</p>							

建築物の新築
等計画の変更
申請の認定の
審査に対する

(一) 料を加えた額
せしめて適合性
確認した関が
作成した炭素
市の低炭素都
化の促進に
関する法律に
第五十四条
第一項各号
に掲げる基
準に適合し
ていること
を提示する
が提出され
た場合

		1 戸建て住宅		2 共同住宅														
		(1) 部分 住戸の										(2) 分 共用部		(3) の 部分 非住宅				
		建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五万平方メートルを超え八万八千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が八万八千平方メートルを超え六万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が六万五千平方メートルを超え一千万平方メートル以内のもの	
		三千三百円	三千三百円	六千六百円	一万九千円	一万九千円	三万二千元	三万二千元	五万八千円	九万三千元	十二万二千元	十三万四千元	六千五百円	一万八千円	一万八千円	一万八千円	六千五百円	一万千円

場合		(一)以外の																	
		2 住宅等	1 一戸建て住宅	3 2 1 及び 建築物															
(1) 部分 住戸の																			
誘導仕様基準による場合																			
以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が一戸のもの	誘導仕様基準による場合	誘導仕様基準以外による場合	誘導仕様基準によるもの	建築物の延べ面積が五千方メートルを超える一万平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が二千方メートルを超える五千方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が千方メートルを超える二千方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超える千方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千方メートルを超える一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千方メートルを超える五千方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が千方メートルを超える二千方メートル以内のもの	方メートルを超える千方メートル以内のもの
十八万四千円	十二万八千円	八万五千円	五万六千円	四万円	二万七千円	一万五千円	一万八千円	八万八千円	五万六千円	一万八千円	六千五百円	一万千円	八万八千円	五万六千円	一万八千円				

		(2) 分 共用部		誘導仕 様基準 以外に よる場 合																							
				建築物の総戸数が二百一 戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が三百一 戸以上のもの	建築物の総戸数が二百一 戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一 戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一 戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一 戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六 戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一 戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以 上十戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以 上五戸以下のもの	建築物の総戸数が一戸の もの													
当該部分の床面積の合計が五平方メートルを超えるもの	二十万五千円	当該部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの	七万七千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	五万七千円	当該部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの	三十四万二千元	当該部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの	二十九万千元	当該部分の床面積の合計が百一平方メートルを超えるもの	二十二万千元	当該部分の床面積の合計が五十一平方メートルを超えるもの	十五万九千元	当該部分の床面積の合計が二十六平方メートルを超えるもの	十万八千元	当該部分の床面積の合計が十一平方メートルを超えるもの	七万四千元	当該部分の床面積の合計が六平方メートルを超えるもの	五万二千元	当該部分の床面積の合計が二平方メートルを超えるもの	三万七千元	当該部分の床面積の合計が一平方メートルを超えるもの	一万八千元	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	二十四万千元	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	二十七万八千元

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料については、共同住宅等の申請手数料の額は、住戸の部分の額、共用部分の額及び非住宅の部分の額を合算した額とする。ただし、それぞれの部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

別表三の部四の項及び五の項を次のように改める。

	(3) 非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	十二万三千元		
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十五万四千元			
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	十九万八千元				
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五平方メートル以内のもの	二十九万円				
	当該部分の床面積の合計が五平方メートル以内のもの	三十六万円				
3 1 及び 2 以外の建築物	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	十二万三千元				
	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十五万四千元				
	建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千元				
	建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二十九万円				
	建築物の延べ面積が五平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三十六万円				

<p>四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項の規定に</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部二十五の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合)においては当該部分ごとに同部十の二の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第八十七條の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同部二十五の七の項又は二十五の八の項に掲げる額の手数を加えた額)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
---	---	-----------------

基
づ
く
建
築
物
の
エ
ネ
ル
ジ
ー
の
消
費
性
能
の
計
画
申
請
の
認
定
す
る
に
対
し
て
の
査
査

(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能に関する法律第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することを示す書類を提出するも、定められた長さの場合同様に

		2 の 建 築 物		1 一 戸 建 て 住 宅	
(2) 部 住 分 宅 非		(1) 部 住 分 宅 非			
じてお部こ以うを部住す規項第一第法すに向能費ルエ物建分宅		の下のい分宅る定に一条十律る関上の性消ギネの築(部		の下のい分宅る定に一条十律る関上の性消ギネの築(部	
ト ル 以 上 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	ト ル 以 上 一 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	ト ル 以 上 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	ト ル 未 満 の も の	ト ル 未 満 の も の
二 万 七 千 百 円	一 万 六 千 七 百 円	九 千 七 百 円	八 万 千 円	四 万 六 千 円	二 万 千 円
				九 千 七 百 円	五 千 百 円

		(二) 場合 (一) 以外の	
		1 一戸建て住宅	
2 の建築物			
(1) 分宅部住			
誘導仕様基準による場合		誘導仕様基準以外の場合	
誘導仕様基準による場合		誘導仕様基準による場合	
当該部分の床面積が二百平方メートル未満のもの		当該部分の床面積が二百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積が三百平方メートル未満のもの		当該部分の床面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの		当該部分の床面積が五百平方メートル以上一平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの		当該部分の床面積が五平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの		当該部分の床面積が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの		当該部分の床面積が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの		当該部分の床面積が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの		当該部分の床面積が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの		当該部分の床面積が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	
十一万八千円			
	六万六千円		
	三万八千円		
	三万八千四百円		
	三万四千四百円		
	二万二千円		
	二万円		
	二十万千円		
	十六万千円		
	十二万八千円		
	八万四百円		

(2) 部住 分宅非																			
年一、下のす第物べき量の次モ 間屋こ年る一及びののエデ 熱内周間間屋号び標算ネル建 負周負負内イ省準出にギ物 荷囲荷荷周(1)令的に用一法 「空お荷囲に第十な建消(一 間いて(空規十條築費一																			
誘導仕様基準以外 による場合																			
積当 の該 合計 が千 平	ル上 未千 満平 の方 ものメ ト	平方 の合 計が 三百 以	積当 の該 部分 の床 面	満平 の合 計が 三百 未	積当 の該 部分 の床 面	上平 の合 計が 五千 以	積当 の該 部分 の床 面	ト上 未千 満平 の方 メ	積当 の該 部分 の床 面	ト上 未千 満平 の方 メ	積当 の該 部分 の床 面	ト上 未千 満平 の方 メ	積当 の該 部分 の床 面	ト上 未千 満平 の方 メ	積当 の該 部分 の床 面	ト上 未千 満平 の方 メ	積当 の該 部分 の床 面	ト上 未千 満平 の方 メ	
十四万五千七百			十一万七百元		八万七千百元		二十八万千元		十九万六千元		十一万六千元		六万九千百元		十七万九千元				

<p>による場合 に 項 法 を 空 費 一 件 際 標</p>	<p>間 量 次 を の 準</p>	<p>及 エ 基 設 入</p>	<p>に 算 計 仕 様 の 条</p>	<p>を 基 に 算 定 し た</p>	<p>う。 の 算 出 に 用 い て 評 価 す る 方 法 に お い て 同 じ の 項 に よ る 場 合</p>		
<p>ル 二 方 積 当</p>	<p>ル 上 平 積 当</p>	<p>満 平 積 当</p>	<p>ル 五 積 当</p>	<p>も メ 上 平 積 当</p>	<p>ト 上 平 積 当</p>	<p>ト 上 平 積 当</p>	<p>ル 二 方 積 当</p>
<p>未 千 方 積 当</p>	<p>未 千 平 積 当</p>	<p>の 平 積 当</p>	<p>以 上 の 積 当</p>	<p>の メ 上 平 積 当</p>	<p>の ト 上 平 積 当</p>	<p>の ト 上 平 積 当</p>	<p>の ル 二 方 積 当</p>
<p>の ト 上 平</p>	<p>の ト 上 平</p>	<p>の ト 上 平</p>	<p>の ト 上 平</p>	<p>の ト 上 平</p>	<p>の ト 上 平</p>	<p>の ト 上 平</p>	<p>の ト 上 平</p>
<p>円 三 十 六 万 七 千 百</p>	<p>百 円 二 十 八 万 四 千 四</p>	<p>円 二 十 二 万 七 千 百</p>	<p>四 十 三 万 五 千 円</p>	<p>三 十 七 万 千 円</p>	<p>三 十 万 九 千 円</p>	<p>百 円 二 十 三 万 五 千 七</p>	

<p>五 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に 関する 法律第三 十六條第一 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 向上計画の 変更の認定 に対する 審査</p>	
<p>掲げる 各号に 基づき</p>	<p>建設物の エネルギー 消費性能の 向上に 関する 法律第三 十六條第一 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 向上計画の 変更の認定 に対する 審査</p>
<p>三 項各号に 基づき</p>	<p>建設物の エネルギー 消費性能の 向上に 関する 法律第三 十六條第一 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 向上計画の 変更の認定 に対する 審査</p>
<p>一の 部分の 床面積の 合計が 二平方 メートル 未満のも のも</p>	<p>建設物の エネルギー 消費性能の 向上に 関する 法律第三 十六條第一 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 向上計画の 変更の認定 に対する 審査</p>
<p>一の 部分の 床面積の 合計が 三平方 メートル 未満のも のも</p>	<p>建設物の エネルギー 消費性能の 向上に 関する 法律第三 十六條第一 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 向上計画の 変更の認定 に対する 審査</p>
<p>一の 部分の 床面積の 合計が 三平方 メートル 未満のも のも</p>	<p>建設物の エネルギー 消費性能の 向上に 関する 法律第三 十六條第一 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 向上計画の 変更の認定 に対する 審査</p>
<p>建設物の エネルギー 消費性能の 向上に 関する 法律第三 十六條第一 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 向上計画の 変更の認定 に対する 審査</p>	<p>建設物の エネルギー 消費性能の 向上に 関する 法律第三 十六條第一 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 向上計画の 変更の認定 に対する 審査</p>

<p>変更認定 申請の とき。</p>	
-----------------------------	--

								に適合して いることを 示す書類と して区長が 定めるもの が提出され た場合													
		(二) 場合		(一)以外の																	
2 1以外	(1) 住	1 一戸建て住宅			(2) 部分住宅非																
					誘導仕様基準に よる場合				誘導仕様基準 以外による場合												
誘導仕様基準に よる	当該部分の床面積 以上のもの			当該部分の床面積の 合計が二万五千平 方メートル以上のもの			当該部分の床面積の 合計が五千平方メ ートル以上一万平方メ ートル未満のもの		当該部分の床面積の 合計が二万平方メ ートル以上三万平方メ ートル未満のもの			当該部分の床面積の 合計が一千平方メ ートル以上二千平方メ ートル未満のもの		当該部分の床面積の 合計が三百平方メ ートル未満のもの		当該部分の床面積の 合計が五百平方メ ートル未満のもの					
																		当該住宅の床面積 が二百平方メートル未 満のもの		当該住宅の床面積 が二百平方メートル以 上のもの	
																		当該住宅の床面積 が二百平方メートル未 満のもの		当該住宅の床面積 が二百平方メートル以 上のもの	
																		二万四千二百円		一万五千元	
																		二万七千元		二万四千元	
																		二万六千元		十四万円	
																		九万円		十一万三千元	
																		五万六千四百円		一万九千五百円	
																		六千九百元		一万八千八百円	
																		五万七千元		五万七千元	

の建築物

分宅部

(2) 住宅非										
モデル建物法による場合	誘導仕様基準以外による場合									
積当の該部分の床面積が三百	上平積当の該部分の床面積が五千	上平積当の該部分の床面積が二	上平積当の該部分の床面積が三	満平積当の該部分の床面積が三	上平積当の該部分の床面積が五	上平積当の該部分の床面積が二	上平積当の該部分の床面積が三	満平積当の該部分の床面積が三	積当の該部分の床面積が三	
六万千円	十九万七千円	十三万八千円	八万千円	四万八千五百円	十二万五千円	八万三千円	四万六千円			

部分

標準入力法等による場合		当該部分の床面積が二万平方メートル以上のもの		当該部分の床面積が一万平方メートル以上のもの		当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの		当該部分の床面積が二千平方メートル以上のもの		当該部分の床面積が一千平方メートル以上のもの	
当該部分の床面積が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積が二万平方メートル以上のもの	当該部分の床面積が二万平方メートル以上のもの	当該部分の床面積が一万平方メートル以上のもの	当該部分の床面積が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積が二千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積が一千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積が五百平方メートル以上のもの	当該部分の床面積が二百五十平方メートル以上のもの	当該部分の床面積が一百二十五平方メートル以上のもの	当該部分の床面積が七十五平方メートル以上のもの	当該部分の床面積が三十七平方メートル以上のもの
十九万九千二百	十五万九千二百円	三十万五千円	二十六万円	二十一万六千円	十六万五千円	十万二千円	七万七千六百円				

第二号イ(1)」に、「第一条第一項第二号イ(2)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に、「仕様基準に」を「仕様基準又は誘導仕様基準に」に改め、同部備考第二号中「四の項(2)(2)ロ」を「四の項(2)(2)」に、「五の項(2)(2)ロ」を「五の項(2)(2)」に改め、同部備考第七号中「について、一の建築物の申請の場合の手数料」を削り、同部備考第九号中「一の建築物の申請の場合における」を削り、同部備考第八号とし、同部備考第十号中「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同部備考第九号とし、同部備考第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同部備考第十五号中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等又は」及び「これらの」を削り、同部備考第十四号とし、同部備考第十六号中「建築物エネルギー消費性能基準」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、誘導仕様基準により共同住宅の認定申請をする場合又は建築物エネルギー消費性能基準」に改め、「仕様基準」の下に「又は誘導仕様基準」を加え、同部備考第十五号とする。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(説 明)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二

百一号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行によるマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備するため、本案を提出いたします。